

令和6年能登半島地震におけるツーバイフォー住宅の被害調査結果

I. 調査の概要

- ① 調査目的
今回の大地震により、ツーバイフォー住宅が受けた被害の程度を調査し、耐震性能を確認する。
- ② 調査方法
別途定めた調査票により、会員会社から対象地域における供給実績と調査件数を問い、被害程度の報告を求めた。
- ③ 調査対象地域
内閣府防災情報の令和6年能登半島地震による被害状況等に記載がある震度6弱以上が観測された市町村（参考資料参照）
- ④ 調査期間
調査票を4月3日に送付し、5月9日までの報告を取り纏めた。
- ⑤ 被害の確認方法
会員会社が直接点検を行い、あるいは建物居住者に直接電話等で問合わせて、被害状況を確認した。
- ⑥ 住宅の被害程度の区分
判定基準は、内閣府の平成13年【災害に係る住家の被害認定基準運用指針】を参考に、当協会が定めたものです。被害認定基準運用指針は令和3年に最終改定されていますが、当協会では過去の調査データとの比較を考慮し旧区分調査基準に準拠しています。
(別添：災害に係る住家の被害認定基準表参照)

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府・平成13年作成、令和3年最終改定）

市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの

固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定（内閣府） （住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
ツーバイフォー建築協会基準	全壊	半壊			一部損壊	

- ⑦ 震災被害要因の区分
 - 強震変形＝震度6弱以上の地震動による直接的な建物被害
 - 地盤崩壊＝震度6弱以上の地震動により、敷地及び敷地に隣接する擁壁の傾きや割れにより地盤が崩壊することによる間接的な建物被害
 - 液状化＝震度6弱以上の地震動により、敷地地盤が液状化することによる間接的な建物被害

II. 調査の結果

1. 調査票の回収状況

1) 報告会員数

調査対象地域に供給実績を有し、本調査に回答した会員会社 6社

2) 供給棟数

上記会員会社による対象地域でのツーバイフォー住宅供給総数 1,120棟

2. 調査結果

1) 調査集計総括表

被害程度/要因	強震変形	地盤崩壊	液状化	合計 (横)
全壊	0	0	0	0
半壊	0	2	1	3
一部損壊	0	2	4	6
多少の損害・被害無	1,111	0	0	1,111
合計 (縦)	1,111	4	5	1,120

2) 市町村別調査詳細 (半壊・一部損壊は地震変形以外の要因)

県	市町村	供給棟数	全壊	半壊	一部損壊	多少の被害有	被害無	強震変形	地盤崩壊	液状化
石川県	穴水町合計	18	0	0	0	14	4	18	0	0
	志賀町合計	22	0	0	0	15	7	22	0	0
	珠洲市合計	1	0	0	0	1	0	1	0	0
	中能登町合計	28	0	0	0	15	13	28	0	0
	七尾市合計	175	0	1	4	113	57	170	2	3
	能登町合計	7	0	0	1	2	4	6	1	0
	輪島市合計	22	0	2	0	20	0	20	1	1
新潟県	長岡市合計	847	0	0	1	36	810	846	0	1

合計	1,120	0	3	6	216	895	1,111	4	5
----	-------	---	---	---	-----	-----	-------	---	---

災害に係る住家の被害認定基準表（協会基準との比較）

	内閣府認定基準	協会基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上 に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の 経済的被害 を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が 50%以上 に達した程度のものであるとする。	全壊
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、 損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満 のもので、または住家の主要な構成要素の 経済的被害 を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が 40%以上 50%未満 のものであるとする。	
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、 損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満 のもので、または住家の主要な構成要素の 経済的被害 を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が 30%以上 40%未満 のものであるとする。	半壊
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、 損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満 のもので、または住家の主要な構成要素の 経済的被害 を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が 20%以上 50%未満 のものであるとする。	

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、 損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満 のもの、または住家の主要な構成要素の 経済的被害 を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上	一部損壊
準半壊に至らない（一部損壊）	20%未満 のものとする。 10%未満のもの	
	構造躯体に損傷なく、壁紙に皺・少し裂け目が生じたもの、家具の落下等による傷などの被害が生じた等、そのまま居住しても支障がないもの	多少の被害あり
		被害なし

令和6年能登半島地震に係る被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。
※下線部は、前回からの変更箇所

令和6年5月8日
14時00分現在
非常災害対策本部

1 地震の概要（気象庁情報：5月8日14:00現在）

(1) 1月1日16時10分の地震

①発生日時

○令和6年1月1日16:10

②震源及び規模（暫定値）

○場所：石川県能登地方（北緯37.5度、東経137.3度）

○規模：マグニチュード7.6（暫定値）

○震源の深さ：16km（暫定値）

③各地の震度（震度5強以上）

石川県 震度7 志賀町、輪島市

震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町

震度6弱 中能登町

震度5強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、
宝達志水町

新潟県 震度6弱 長岡市

震度5強 新潟中央区、新潟南区、新潟西区、新潟西蒲区、三条市、
柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、
南魚沼市、阿賀町、刈羽村

富山県 震度5強 富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村

福井県 震度5強 あわら市

(2) 地震活動の状況

○1月1日16:06の最大震度5強の地震以降、5月8日09時00分現在、震度1以上を
観測した地震が1824回（震度7：1回、震度6強：0回、震度6弱：2回、震度5強：8
回、震度5弱：7回、震度4：48回、震度3：179回、震度2：457回、震度1：1122
回）

(3) 津波警報等

○1日16時10分に発生した石川県能登地方を震源とする地震の津波注意報は、2日10
時00分に全て解除。

(4) 今後の気象の見通し（5/8 11:00時点）

○被災地域において、特段の留意事項なし